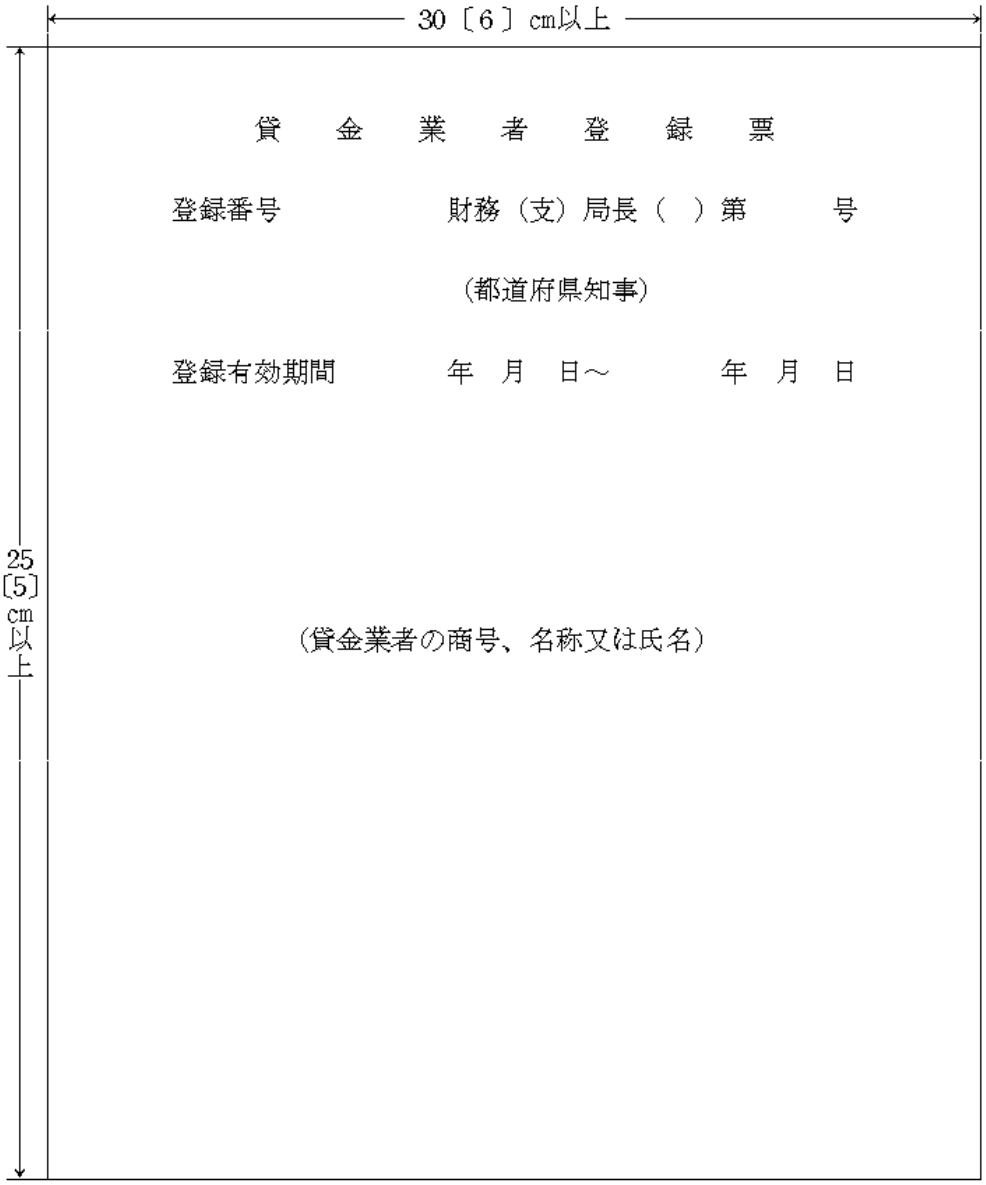
別紙様式第７号（第20条関係）（平９蔵令23・平10蔵令88・平12総府令148・平19内府令79・令２内府令75・一部改正）



備考　１　〔　〕内は、営業所等が設備である場合の大きさである。

２　営業所等が設備である場合は、登録番号の括弧書及び登録有効期間は省略することができる。

３　氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

４　貸金業協会会員である場合にあっては、その者の貸金業協会会員番号を、商号、名称又は氏名の下に掲記することを妨げない。

５　営業所等が代理店である場合は、貸金業者の商号、名称又は氏名の下に代理人の氏名を（代理人　　氏名）と記載すること。